

個人情報保護法施行令改正案の主な内容について

個人情報保護委員会(以下「保護委員会」といいます。)は、2023年9月15日に施行予定の改正個人情報保護法(以下「改正法」といいます。)に係る個人情報保護法施行令の改正案(以下「施行令改正案」といいます。)を立法予告(法に基づき行政庁が行う法の制定・改正または廃止の予告)を行いました。施行令改正案は、40日の立法予告期間(2023年5月19日～2023年6月28日)を経て改正法とともに2023年9月15日に施行される予定です¹⁾。

今回の施行令改正案には、(1)すべての個人情報処理者に対する規制の一元化、(2)情報主体の実質的同意権を保障するための規定の整備、(3)個人情報の国外移転要件が細分化されたことに伴う具体的な根拠づくり、(4)映像情報処理機器の設置・運営指針の具体化、(5)課徴金賦課規定の整備、(6)紛争調停制度などに関する内容が盛り込まれています。

施行令改正案の主な内容は次のとおりです。

1. すべての個人情報処理者に対する規制の一元化

改正法では、情報通信サービス提供者と一般の個人情報処理者に対する規定が統合され、それを受け、施行令改正案では、すべての個人情報処理者に対する規制が一元化され、その内容が具体的に定められています。従前は、情報通信サービス部門の売上高および利用者数の基準を満たす情報通信サービス提供者などが利用内訳に関する通知義務を負っていましたが²⁾、各通知義務規定が統合され、それを受け施行令も改正され、改正後は、前年度末を基準とした直近3か月間において、一日平均(i)5万人以上の情報主体に関するセンシティブ情報もしくは固有識別情報を処理し、または(ii)100万人以上の情報主体に関する個人情報を処理するすべての個人情報処理者が通知義務を負うこととなります(令第15条の3)³⁾。

1) 2024年3月15日以降に施行予定の個人情報伝送要求権、および自動化された意思決定に対し情報主体が対応する権利に関する規定、さらに公共機関の個人情報保護水準の評価等に関する施行令の改正案については、2023年下半年中に立法予告される見通しです。

2) 情報通信サービス部門の前年度の売上高が100億ウォン以上である、または前年度末を基準とした直近3か月間において、個人情報が保存・管理されている利用者数が一日平均100万人以上である情報通信サービス提供者などは、現行の個人情報保護法第39条の8第1項および同法施行令第48条の6第1項により、個人情報利用の内訳に関する通知義務を負います。

3) ただし、(i) 情報主体が通知を拒否する意思表示をした場合、(ii) 法第20条第2項による収集元などに関する通知によって個人情報の利用・提供の内訳を情報主体に通知している場合、(iii) 情報主体が当該個人情報処理者の役員・従業員または他の個人情報処理者の役員・従業員(業務遂行のため連絡先などの個人情報を処理する必要がある場合に限る。)である場合、(iv) 法律に定めがある、または法令上の義務を遵守するために個人情報を保存・管理している場合には、通知しないことができます。

また、現行法では、個人情報が出たときは「遅滞なく」情報主体に通知するとともに、保護委員会または専門機関に報告しなければなりません、一般の個人情報処理者と情報通信サービス提供者の通知・報告時期には差があります⁴⁾。しかし、施行令改正案によると、すべての個人情報処理者は、流出の事実を知った場合、正当な理由がない限り、72時間以内に情報主体に通知しなければならず、(i) 1千人以上の情報主体に関する個人情報が出た場合、(ii) センシティブ情報、固有識別情報が流出した場合、および(iii) 外部からの不正アクセスにより個人情報が流出した場合のいずれかに該当する場合には、72時間以内に保護委員会または専門機関に報告しなければなりません(令第40条)⁵⁾。

この他にも、施行令改正案では、個人情報の安全性確保措置に関する規定が統合され(令第30条)、国内代理人の指定対象者の決定に係る基準を一般の個人情報処理者にも適用させるため、情報通信サービスの売上高の基準が削除されるなど(令第32条の2)、関連規定の整備が行われました。

2. 情報主体の実質的同意権の保障

改正法では、情報主体の形式的な同意に依存していた個人情報の収集・利用・提供に関する要件が細分化され、施行令改正案には、情報主体の実質的な同意権を保障するための規定が設けられました。

現行の施行令には、同意の方法に関する形式要件のみが規定されていますが、施行令改正案では、情報主体から得た同意を適法とみなす要件として、①情報主体が自由な意思によって同意するか否かを決定でき、②同意する内容が具体的かつ明確であり、③平易で理解しやすい文言を使用し、④情報主体に対し、同意するか否かの意思を明確に表示できる方法を提供することが求められており、同意の適法性確保のための実質的要件が明確に定められています(令第17条)。また、情報主体の同意を得ることなく、継続的に個人情報を追加で利用・提供する場合には、関連の内容を個人情報処理方針に公開しなければなりません(令第14条の2)。

個人情報処理者の責任性を高めるとともに、国民の知る権利を保障するべく、「処理方針評価制」が導入され、施行令改正案には、保護委員会の評価対象選定基準および評価基準が設けられました(令第31条の2・第31条の3)。

4) 一般の個人情報処理者は、個人情報が出たことを知ったときは、勤務日を基準として5日以内に情報主体に通知するとともに、保護委員会または専門機関に報告しなければならず(個人情報保護法第34条)、情報通信サービス提供者などは正当な理由がない限り、24時間以内に通知および報告をしなければなりません(同法第39条の4)。

5) ただし、個人情報流出などの経路が確認され、当該個人情報を回収・削除するなどの措置によって情報主体の権益侵害の可能性が著しく低下した場合には、報告義務が免除されます。

3. 個人情報の国外移転要件細分化に伴う具体的な根拠づくり

改正法によって個人情報の国外移転要件が細分化され、保護委員会が個人情報の国外移転の中止を命じられる根拠規定が設けられたことにより、施行令改正案には、新設された国外移転要件の具体的な基準が定められ、国外移転中止命令の基準および異議申立ての手続きが定められています。

改正法により、個人情報処理者が、保護委員会が告示する認証を受けた場合、および個人情報が移転される国または国際機関が個人情報保護水準の認定を受けた場合、情報主体の同意を得ることなく個人情報の国外移転が可能となるため、個人情報保護水準認定の際に保護委員会が考慮すべき事項および手続きなどが施行令改正案に定められています(令第29条の10・第29条の11)。

保護委員会が個人情報の国外移転の中止を命じる際には、①移転される個人情報の類型および規模、②法違反の重大性の程度、③情報主体に発生した被害が重大であつたり回復しがたい被害かどうか、④移転の中止が情報主体にとって明らかな利益となるかなどを総合的に考慮したうえ、国外移転専門委員会の審議を経なければなりません(令第29条の12)。

4. 映像情報処理機器の設置・運営指針の具体化

改正法では、映像情報処理機器に関する規定が固定型と移動型で別建てになったため、施行令改正案では、固定型の映像情報処理機器と移動型の映像情報処理機器に関する設置・運営指針が整備されました。

従前の個人情報保護法第25条第1項では、固定型の映像情報処理機器を設置・運営できる場合が制限的に掲げられていましたが、改正法および施行令改正案では、固定型の映像情報処理機器の設置・運営制限に対する例外として、撮影された映像情報を保存せずに、出入りする者の人数などの統計数値を算出するために必要な場合や、性別、年齢層などの統計的な特性値を導出するために必要な場合などにおいても、公の場所での固定型の映像情報処理機器の運営が可能となります(令第22条)。

また、新設される移動型映像情報処理機器に関する規定により、当該機器については、原則として、不特定多数が利用し、個人のプライバシーを著しく侵害するおそれのある場所の内部を見ることが出来る場所では撮影することができません(改正法第25条の2第2項)、例外的に、犯罪、災害、火災、またはこれに準ずる状況下において人命の救助・救急のために映像の撮影が必要な場合には、個人のプライバシーを著しく侵害するおそれがある場所の内部を見ることが出来る場所であっても当該機器を運営できることとしています(令第27条の2)。また、移動型の映像情報処理機器で撮影をする場合には、光、音、案内板などによって情報主体が撮影の事実を容易に知れるよう表示をして知らせなければなりません(令第27条の3)、ドローンによる航空撮影を行う場合など、その特性上、撮影の事実を情報主体に知らせることが困難な場合には、ホームページでの公示などによって知らせることが出来ることとしています(令第27条の3)。

5. 課徴金賦課規定の整備

改正法では、課徴金の上限が「売上高全体の100分の3」に引き上げられ(法第64条の2第1項)、課徴金の算定基準については、「売上高全体から違反行為と関連のない売上高を除いた売上高」と定められ、施行令改正案では、「違反行為と関連のない売上高」の範囲について、①個人情報の処理と明らかに関連のない財もしくはサービスの売上高、または②当該個人情報処理者が違反行為によって影響を受ける財・サービスの売上高でないことを立証し得る資料を提出した場合であって、保護委員会が認定した売上高の該当事業年度の直前3か年の事業年度における年平均の売上高とし、関連規定の内容が具体化されました(令第60条の2)。

また、施行令改正案は、別表1の5が改正され、課徴金の納付期限の延期および分割納付の根拠が設けられ、課徴金賦課の可否決定、算定基準、および算定手続が具体的に定められています。ただし、個人情報処理者などに、自らの行為が違法ではないと誤認するに足りる正当な理由がある場合には、違反行為の内容・程度が軽微である場合、情報主体に被害が発生していない、またはその被害が軽微である場合として個人情報保護委員会が告示する基準に該当する場合には、個人情報保護委員会は課徴金を賦課しないことができます。

6. 紛争調停制度の具体化

従前は、公共機関でない個人情報処理者については、紛争調停への参加の可否を自由に決定することができましたが、改正法では、原則として、すべての個人情報処理者に個人情報に関する紛争調停への参加義務を課しており、例外的に、①紛争調停を申請する以前に既に訴えが提起されている場合、②紛争調停が確定判決などの方法によりすでに終結している場合、③紛争調停委員会で審議が決定し、終結処理された事件を再度調停申請した場合などにおいては、個人情報処理者は紛争調停に応じないことができると定められています(令第51条の2)。

また、紛争調停の事実調査に関しては、事実調査の原則が明文化され、手続きおよび方法が具体的に定められています。資料の要求および事実調査については、紛争調停に必要な最小限の範囲内で実施されなければならないとする事実調査の原則が明文化されており、当事者に証拠および資料提出に関する公平かつ十分な機会が与えられなければならないという原則も示されています(令第51条の3)。

<<改正案が示唆する点>>

- ・ 情報主体の個人情報自己決定権を保障するために実質的な同意権が強調されていることを踏まえ、今後同意を得る際には、情報主体が実質的な意思によって同意するか否かを決定・意思表示できるようにすることで同意の適法性が認められるよう関連の手続きなどを見直す必要があります。特に、使用者と労働者など、対等な関係にない場合に同意の適法性が認められるよう、自由意思によって同意の可否を決定できる体制を整えたり、該当のサービスに直接必要な最小限の個人情報を収集するなど、あらかじめ具体的な対応策を講じておく必要があります。
- ・ 個人情報の国外移転要件の細分化および固定型・移動型映像情報処理機器の設置・運営の根拠が設けられたことで、関連産業の活性化が期待されます。こうした点を事業に活かすため、個人情報処理者は、改正法および施行令改正案だけでなく、個人情報保護委員会の告示などにより規制の実務が具体化される動向に注目する必要があります。
- ・ 課徴金の上限や対象が拡大されたことで、今後、強力な経済制裁が科される可能性があります。すべての個人情報処理者は、新しい規制環境のもとで関係法規を遵守するために、事前予防的なコンプライアンスチェックを行う必要があります。そして、個人情報処理者には違反行為と関連のない売上高に対する立証責任が課されているため、「関連の売上高」を管理するとともに、細分化された課徴金賦課基準などを考慮のうえ、違反行為が発生した場合に効果的に対応できるよう、あらかじめ業務手続を点検し、改善策を講じておく必要があります。

Related Areas

日本

IP & Technology

ビックデータ&人工知能

Contact

イ・スンボン弁護士

+82-2-528-5091

seungbumlee@yulchon.com

チェ・ヨンファン弁護士

+82-2-528-5709

ywchoi@yulchon.com

リ・ジョンウ弁護士

+82-2-528-5962

jungwoolee@yulchon.com

ウィ・チュンジェ弁護士

+82-2-528-5973

cjwee@yulchon.com

オ・ヨンソク会計士

+82-2-528-5214

ysoh@yulchon.com

ソン・ドイル弁護士

+82-2-528-5836

dison@yulchon.com

キム・ソンヒ弁護士

+82-2-528-5838

kimsh@yulchon.com

アン・ダヨン弁護士

+82-2-528-5254

dyahn@yulchon.com

ホ・スンジン弁護士

+82-2-528-5567

sjheo@yulchon.com